

村民 1人10万円 新型コロナウイルス経済対策事業

特別定額給付金

給付金の対象になる人は誰？

基準日(令和2年4月27日)現在、下條村に住民票のある方です。住民票を残したまま村外で生活している方も対象となります。(例えば大学生の方など)

1人ずつ給付金をもらえるの？

世帯主が世帯の全員分をまとめて受け取ることになります。対象者1人ずつ受け取することは出来ません。

なお、家庭内暴力などで世帯主と生活を別に行っている方等は世帯主と別に給付金を受け取れる事もありますので給付金担当までお問合せ下さい。

申請書の書き方を教えて！

申請書の書き方は、裏面のフローチャートを参考に、別紙の『特別定額給付金 申請書の書き方』の中で該当する箇所に記入をしてご提出ください。

申請期限

令和2年

8月17日(月)まで

※当日消印有効

どうやって申請するの？

5月15日(金)にご自宅に郵送で、給付金の申請書が到着しますので、申請書に記入のうえ、本人確認書類と、振込先口座の通帳の写しを入れて返信用封筒でお送りください。

またマイナンバーカードを利用したインターネットでの申し込みも出来ます。

給付金の振込みはいつ？

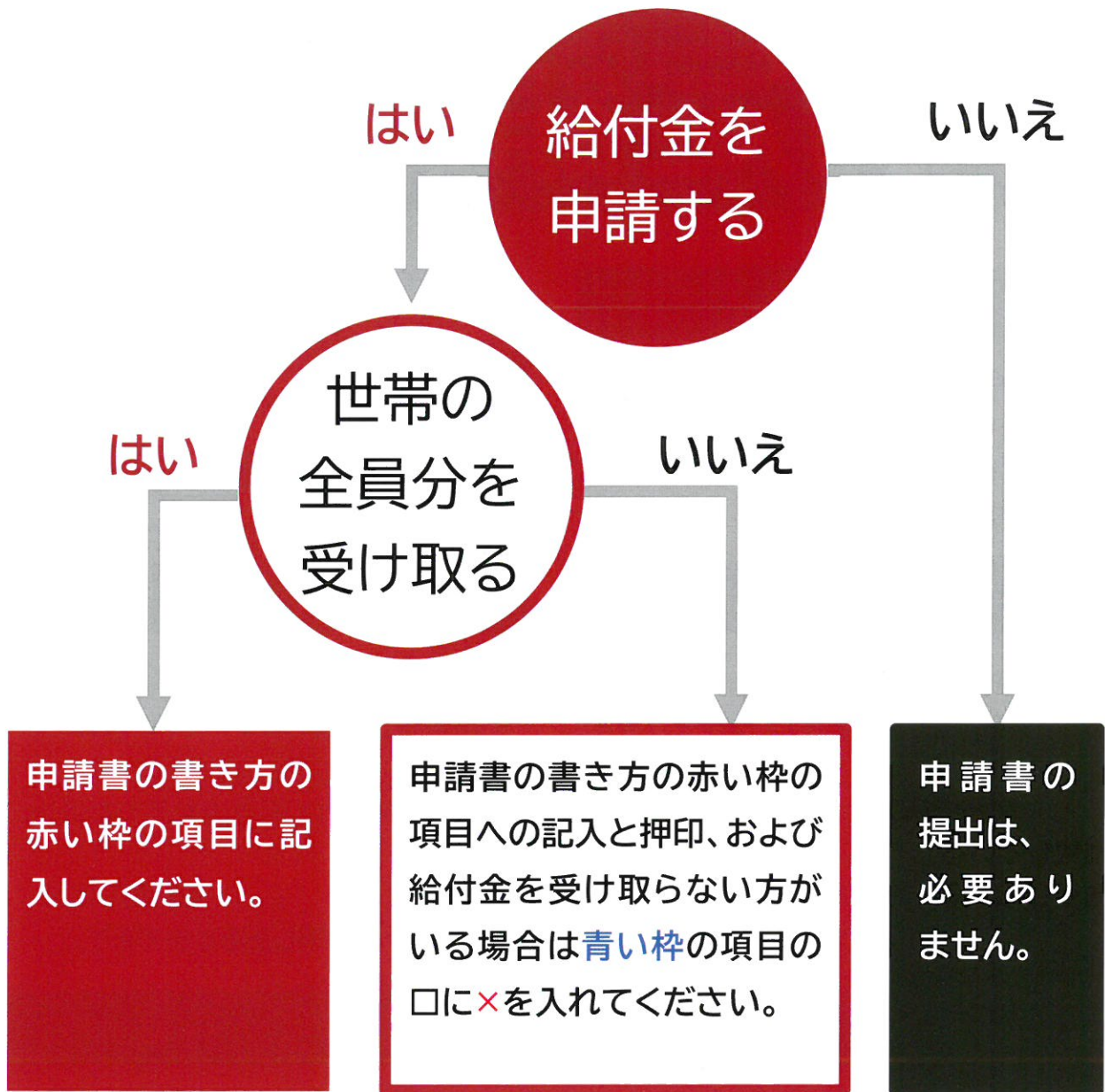
給付金の初回口座振込については、5月20日が申請期限で5月29日が振込日となります。以降は毎月10日・20日・30日の前後の振込となります。

お問合せ いきいきらんど下條

○特別定額給付金事業担当 ☎ 0260 (27) 1231

FAX 0260 (27)1228 メール sjhoukatsu@vill-shimojo.jp

給付申請書記入項目 確認フローチャート



申請時の添付書類について	① 本人確認書類 運転免許証、マイナンバーカード 健康保険証などの写し 1種類
	② 振込口座確認書類 申請者本人名義の通帳等の写し

申請方法について	同封の返信用封筒を使用して郵送でお送り下さい。 いきいきらんど下條でも受け付けます。 マイナンバーカードがある方はインターネットでの申請も可能です。
----------	--